

平成31年4月からの

# 保育所の入所申し込みを受け付けします

都合により受付会場に来ることができない人や、市外保育所などへの入所を希望する人は、1月7日(月)から1月25日(金)までの間に、市役所本庁子ども課で手続きをしてください(土・日曜日を除く)。  
 ※受付期間後に申し込んだ場合や定員を超えた場合は、第1希望以外の保育所へ入所していただくことがありますので、ご了承ください。

▷申込先/問い合わせ先=子ども課保育係(☎内線192)

【表1】認定区分と利用可能施設

認定区分	対象年齢	要件	利用可能施設
1号	満3歳以上	教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号	満3歳以上	「保育を必要とする事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	認可保育所、認定こども園
3号	満3歳未満		認可保育所、認定こども園、地域型保育事業(※)

※現在、市内で地域型保育事業の実施予定はありません。

【表2】保育を必要とする事由と「保育の必要性」を証明する書類

保育を必要とする事由		「保育の必要性」を証明する書類
就 労	日常の家事以外の仕事をしている場合	就労証明書(雇用されている人)、就労状況申告書(自営業・農林水産業に従事している人)
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合(就労内定を含む)	求職活動報告書兼申立書、雇用保険受給者証の写しなど
育児休業取得中の継続利用	育児休業取得中に、すでに保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合	就労証明書(育児休業取得期間の記載欄があります)
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合	母子手帳の写し(表紙と出産予定日記載部分)
就 学	学校または職業訓練校に在学している場合	在学証明書、履修内容が分かるもの(時間割、カリキュラムなど)
病気・障がい	病気、負傷、心身に障がいがある場合	診断書、障害者手帳などの写し
病人看護など	同居の親族(長期間入院などを行っている人も含む)を介護または看護している場合	介護申告書または診断書
災害復旧	震災、風水害、火災などの復旧に当たる場合	ご相談ください
虐待・DV	虐待やDVの恐れがある場合	
その他	上記と同様の状態にある場合	

(11) 広報大船渡 30.12.5(No.1140)

▷問い合わせ=市役所☎0192@3111

## 市税および料金などの未収金の縮減に向けた取り組みを進めます

滞納者への対応の強化と納付相談の実施

市の健全な財政運営のためには、財源となる市税および保育料や住宅使用料といった各種料金などの徴収が適正に行われる必要があります。平成29年度決算における市の未収金は2億3千万円、住宅使用料の未収金は6,500万円などとなっております。未収金の縮減と適正な管理が課題となっております。市では、負担の公平性と財政の健全化を図るため、市税、各種料金などの徴収強化に取り組んでいきます。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※市税および各種料金など  
 市税(市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)、保育料、住宅使用料、水道料金、下水道使用料、学校給食費 など

■滞納者に対する徴収体制を強化します  
 市が行っているさまざまな行政サービスは、市民の皆さんの負担によって賄われていますが、多くの人が納期限内に納めていただいているのに対し、残念ながら、一部の人の滞納が生じています。負担の公平性の観点から滞納の解消を図ることは市の責務であることから、市では、滞納者に対して法令などのルールに基づき、場合により差し押さえ、訴訟などの法的手続きを行うなど、徴収体制を強化します。

■納付の相談に応じます  
 納付の意思があるにもかかわらず、失業、病気、多重債務などで市税や各種料金を納期限内に納めることが困難な場合は、あらかじめ納付について下記担当課に相談ください。生活状況をお聞きしながら、納付や生活支援についての相談に応じます。

■主な未収金の推移

科目	年度	(単位:千円)				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市税		237,773	217,077	201,608	217,216	230,884
市税	市民税	40,296	38,533	40,855	46,739	49,779
	固定資産税	65,679	49,233	40,348	42,692	48,203
	軽自動車税	2,449	2,456	2,485	3,288	4,156
	国民健康保険税	129,349	126,855	117,920	124,497	128,746
保育料		3,863	5,247	10,082	9,499	8,469
住宅使用料		43,623	46,873	53,225	60,195	65,779
学校給食費		4,022	4,653	5,539	5,090	4,681
水道料金		21,867	23,247	25,761	24,891	25,877
簡易水道料金		2,598	2,505	2,923	3,041	2,953
下水道受益者負担金等		6,178	5,122	3,584	3,377	2,538
下水道使用料		5,168	5,023	4,546	4,320	3,940
介護保険料		10,699	10,760	11,882	12,102	11,341
後期高齢者医療保険料		2,760	2,988	3,147	3,261	3,357

※左記未収金は、各年度の決算書の金額  
 ※住宅使用料  
 =市営住宅使用料のほか駐車場使用料、市有住宅使用料など  
 ※下水道受益者負担金等  
 =下水道受益者負担金および公共下水道事業費分担金



納期内納付にご協力をお願いします

## 納付相談・問い合わせ先

- 市税および介護・後期高齢者医療保険料  
 =税務課収納係(☎内線157)
- 保育料=子ども課保育係(☎内線192)
- 住宅使用料=住宅公園課住宅管理係(☎内線327)
- 水道料金など=水道事業所業務係(☎内線174)、簡易水道事業所(☎内線207)
- 下水道使用料など  
 =下水道事業所管理係(☎内線201)
- 学校給食費  
 =北部学校給食センター(☎☎1293)
- その他生活支援に関すること  
 =地域福祉課生活福祉係(☎内線185)

(10)

施設の利用には「認定」が必要です  
 保育所、こども園を利用する場合は、教育・保育の必要性に応じた「認定」を受ける必要があります。この認定は、保育所などの利用の申し込みと同時に手続きを行うことができます。認定区分と利用可能施設は【表1】のとおりです。

※海の星幼稚園を利用する場合は、認定を受ける必要はありません。  
 ※11〜13ページでは、保育所とこども園(2号・3号/保育希望)の申し込みについて記載しています。  
 こども園(1号/教育希望)と海の星幼稚園への入所を希望する人は、13ページをご覧ください。

2号・3号(保育)の認定を受けたい場合は?  
 保育所・こども園で保育認定を受けられるのは、父母などの保護者が【表2】のいずれかの事由に該当する場合です。また、事由とその保育の必要量(就労時間など)によって、保育を利用できる時間が「保育標準時間(1日最長11時間まで)」と「保育短時間(1日最長8時間まで)」に区分されます。  
 ※各施設の保育時間は12ページ【表3】をご覧ください。

